

## さが生活困窮者エールプロジェクト事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、物価高騰等に伴い困窮する世帯（生活保護受給世帯を含む。以下「生活困窮世帯」という。）を対象に、食事や食品等の提供を行うCSOに対し、広域的な運営支援等を行う公益財団法人佐賀未来創造基金（以下「中間支援法人」という。）の取組を支援することにより、生活困窮世帯の支援をCSOと協働して実施するため、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「CSO」とは、佐賀県内のNPO法人、市民活動・ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTAなどの組織・団体のうち佐賀県内で活動を行う者をいう。

### (交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費、これに対する補助率及び補助上限額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率	補助上限額
(1) 生活困窮世帯を対象に、食事や食品等の提供を行うCSOに対し、食事や食品等の提供を支援するための経費	10/10	81,344 千円
(2) 生活困窮世帯を対象に、食事や食品等の提供を行うCSOに対し、食事や食品等の提供のために必要な資機材の購入を支援するための経費	10/10 ※	
(3) 生活困窮世帯を対象に、食事や食品等の提供を行うCSOに対し、広域的な運営支援等を行うための経費	10/10	16,269 千円 但し、(1) 及び (2) に要した経費の 合計額の2割を超えない額
計	-	97,613 千円

※なお、中間支援法人から間接補助事業者に対する補助率は2/3とする。

(補助対象外経費)

第4条 中間支援法人がCSOを支援するための経費のうち、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 食事や食品等の提供以外を目的としたCSOによる資機材購入に要する経費
- (2) 中間支援法人による助成の決定を受ける日以前及び令和9年1月1日以降においてCSOが支援の実施に要する経費
- (3) その他生活困窮世帯の支援として適当と認められない経費

(補助金の算定方法)

第5条 本補助金の額は、事業に要する経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額に第3条に定める補助率を乗じた額と補助上限額を比較して少ない方の額以内とする。ただし、算出された額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条に規定する事項を条件に、交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

- 2 前条の規定による申請書が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。
  - ア 補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更
  - イ 入札実施による補助金額の減額
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した、価格が単価20万円を超える備品等については、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に返納させることがある。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (9) 補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し、仕入税額控除額の全部又は一部を返還しなければならない。
- (10) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。
- (11) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (12) 申請者は、自己又は自社の役員等が、次の号のいずれにも該当するものであってはならない。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自らの法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - ク 前項のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- (13) 規則第2条第3項に定める間接補助金(以下「間接補助金」という。)の交付に際しては、規則第2条第4項に定める間接補助事業(以下「間接補助事業」という。)を実施するCSO(以下「間接補助事業者」という。)に対し、第5号から前号までの条件を付すこと。この場合において、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「補助事業」とあるのは「間接

補助事業」と、「知事」とあるのは「中間支援法人」と読み替えるものとする。

(変更交付の申請等)

第9条 前条第2号の規定による変更について、知事の承認を受けようとするときは、さが生活困窮者エールプロジェクト事業費補助金変更交付申請書(様式第2号)を提出するものとし、添付する書類は第6条に準じるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定又は変更交付決定の日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は事業の完了した日から30日もしくは知事が別に定める日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 この補助金は、概算払の方法により交付することができるものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第14条 知事は、規則第16条の規定により、当該補助事業者が補助金の他の用途へ使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第8条第1項第12号に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。

3 前項の規定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その

返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、当該補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。